

# 令和8年度第1回三条市権利擁護のための地域連携ネットワーク協議会

## 会議録

1 日 時 令和8年5月11日(月)午後1時26分から午後3時5分まで

2 会 場 三条市役所第二庁舎 3階 301会議室

3 出席状況

(1) 出席委員

中澤会長、大島会長職務代理者、山田委員、鈴木委員、高井委員、弥久保委員、加藤委員、吉塚委員

(2) 欠席委員

なし

(3) オブザーバー

新潟家庭裁判所 米原主任書記官（オンライン）

(4) 事務局

三条市成年後見支援センター 藤井センター長、池田主査、高久主事  
地域包括ケア推進課 田邊課長補佐、坂井次長、竹田係長、渡邊主査、飯塚主任、草野主任、古俣主任、鬼木主任、栗林主任、川俣主任

4 議 題

(1) 会長の互選及び職務代理者の指名について

中澤委員を会長に選出、大島委員を職務代理者に指名

(2) 中核機関における令和7年度下半期の取組実施報告及び令和8年度の取組について

資料に基づき事務局（市、成年後見支援センター）説明

（質疑応答及び意見交換）

○テーマ1 「被後見人等の身上保護における権利擁護支援について」

中澤会長：被後見人の身上保護について、後見人の裁量が大きい中で、本人の権利擁護のために中核機関の役割としてどのようなことを期待するか。後見人側、後見人以外の支援者側からそれぞれ意見をいただきたい。

大島会長職務代理者：法律専門職は本人に会いに来る回数が少ない、話を聞いてくれないという声を施設側から聞く。自分ではできるだけ会いに行こうと思っているが、現在20数名を担当しており、以前は月に1回は施設を訪問していたが、（後見制度の担い手が少ない中で）2か月に1回の方がより多くの困難な人を受任することができるため、月に1回の面会は難しいことを支援者側にも理解してもらいたい。法律専門職は身上保護が弱いと感じることがあるが、入院した際に治療内容や方針について聞かれても困る。福祉的な面は、福祉専門職に頼らせてもらいたい。

山田委員：後見人の裁量が大きいと、周りの支援者が遠慮することが多い。意思決定支援の際には中核機関が音頭をとって、関係者を招集し、方向性を修正する役割を果たしてもらいたい。本人に一番近い支援者が声をかけやすいと思う。後見人が法律職の場合は、声をかけにくいいため、中核機関の助言があれば動きやすい。

吉塚委員：社会福祉協議会は、法人後見を受けた方がよいという方を受任している。面会は週1回程度訪問している方もいる。社会福祉協議会なら何でもやってくれるという考えを持っている方がおり、

後見人の役割分担があいまいになることが時々あり、中核機関が入って調整することができるとういと思う。

鈴木委員：直接後見人と関わることはないが、後見人は何でもバックアップしてくれると思ひ、役割を正しく理解していない方もいる。後見人について正しい理解を深める必要がある。

加藤委員：中核機関には、軌道修正の役割を担ってほしい。別の相談員が担当しているケースで、後見人に会議の出席を依頼しても出席してもらえないことがある。連絡を取りにくい後見人とは連携が取りにくくなる。本人の意思決定の場面で、後見人が支援チームの意見を軽く扱う場面もある。連携が取りにくい後見人がいるケースでは、なるべく早めに相談でき、必要な声かけなどのサポートを期待している。

弥久保委員：支援者のモニタリングが間違っている場合があり、本人が望む暮らしからかけ離れた状態となっているケースがある。そのような場合は、中核機関が相違を指摘できるようにサポートしてもらいたい。コロナ禍以降、特別養護老人ホーム等の施設入居者の生活の質が下がっている。外出させない、お金を使わせないなどの状況があるため、施設側へ話をしてもらいたい。

高井委員：内容によっては後見人が言えることと言えないことがある。中核機関を含めた支援者には、被後見人と後見人のお互いの思いのくみ上げやコミュニケーションの調整役を担ってもらいたい。

米原オブザーバー：家庭裁判所に後見人から相談の連絡はよくあるが、家庭裁判所は監督機関であり、後見人と被後見人に対して細かなアドバイスはできない。中核機関で相談を受けてもらひ、関係が上手くいくようにバックアップしてもらえる制度になると、後見人は仕事がしやすくなると感じている。

中澤会長：市やケアマネから身上保護に関して後見人が適切ではないから対応してほしいという相談はあるか。

米原オブザーバー：多くはないがある。

中澤会長：中核機関から後見人の活動について報告があれば家庭裁判所には聞いていただきたいが、身上保護の観点で家庭裁判所が後見人に対して意見を言うケースはあるか。

米原オブザーバー：自分の経験上、聞いたことはない。身上保護だから家庭裁判所が監督をしないということではない。財産管理の不正で解任はあるが、身上保護で解任等は自分は聞いたことがない。

中澤会長：まとめると2つの観点がある。1つ目は、医療関係者などの支援者は、後見人は何でもしてくれると思っている場合がある。後見人の仕事について、市民や福祉職、医療関係者へ中核機関としてどのように周知していくか。2つ目は、調整や修正のきっかけをどう作れるか。後見人の仕事が理解されていない点については、セミナーなどの広報活動の実施で対応してもらいたい。チームとして支援していく上での調整役等を担ってほしいという点については、ケース会議等に関わって調整するなど、中核機関として整理してもらいたい。

竹田係長：後見人の役割を市民や支援者に理解してもらうことは大切だと思う。チームの考えの修正等については、難しい部分もあるが、本人の思いなどの状況を聞き取り、中核機関として調整していきたいと思う。意思決定支援については、権利擁護アドバイザーにも協力いただき、支援者の意識向上のための取組を進めていきたい。

## ○テーマ2「市民後見人養成に向けた取組と今後の中核機関のバックアップについて」

中澤会長：続いて、市民後見人について、中核機関としてどのようにバックアップしていくべきか。燕市の市民後見人はどうなのか。

山田委員：燕市は5件を市民後見人が受任した。福祉専門職を対象に養成したが、そのような経験のある市民後見人でも対応に苦慮するケースがあり、中核機関でバックアップしている。福祉専門職だから困難事例も対応できるというわけではない。個人の経験値、職種別でも相談職を経験している方が適応力が高いという印象を受けている。個人的には、金融機関のOBを対象とすると、身上保護と金銭管理で複数の後見人も担えるのではと思っている。

中澤会長：三条市は、ぱあとなあ新潟に入っていない社会福祉士やケアマネなどと一緒に研修できるとよいのではないかと考えているようだが、燕市は今後も養成を続けるのか。

竹田係長：燕市は、今年度の養成は行わず、登録者が増えたため、登録者の活動内容について関係者向けに広報するというのを聞いている。

中澤会長：燕市の市民後見人養成講座を受講した方は、社会福祉士、ケアマネ、介護福祉士などの職種か。

山田委員：それらの資格の方々である。その他、施設管理者も多い。

中澤会長：燕市では、弁護士会、ぱあとなあ新潟、リーガルサポートに所属していない人が市民後見人として選ばれているが、県内全体では自治体がバックアップした市民後見人は増えているのか。

米原オブザーバー：県内全体の実態は現在情報を持ち合わせておらず、回答できない。なお、新潟市は市民後見人を養成しているとの話であるが、選任されたケースはない。

中澤会長：家庭裁判所の本庁で市民後見人の選任がないということは、まだ市民後見人は広がっていないということだと思われる。そういった状況であることを前提に、後見人の受け皿を増やす方法として、法人後見支援員を増やしていった方がいいのか、それとも、弁護士会やリーガルサポート、ぱあとなあ新潟に所属していない個人である市民後見人を増やしていった方がいいのか。新潟

市は前者の方向性であり、燕市は後者の方向性である。三条市においては、法人後見支援員を増やす方が現実的ではないかと思っていたが、市は法人後見支援員を増やそうと頑張っていることから、中核機関としてもどのようにバックアップしていくか、そもそもその方向性でよいのか等、意見を聞きたい。

吉塚委員：社会福祉協議会としては、養成研修を実施し、日常生活自立支援事業の支援員になっている方は3人いるが、元々知識のある人であればどのような支援をするのかを理解しやすく、日を置かずとも1人で支援に入れるが、やる気があっても今までの経験が全くない人の場合は、職員の同行を繰り返し行う必要がある。市民後見で個人で受任するのはハードルが高いと感じている。燕市のように専門職で、基礎がある人でないと難しい。新潟市で選任されたケースがないというのは驚きだが、養成するにも大変だと感じている。

高井委員：興味を持ってもらえることが大事だと思っている。後見人という言葉自体がハードルが高いと感じてしまう。事業所向けの研修テーマに市の「わたしの安心ノート」の説明や遺言状などがあるが、これらのことが一番自分事として興味を持ってもらえることではないか。市民後見人が増えるとよいと思うが、誰が適任なのか。そのバックアップも必要であり、市民後見人の支援の負担が増えると思う。

弥久保委員：市民後見人は現任者が多いのか。

山田委員：現任者もOBもいる。

弥久保委員：職員の人員や加算要件を考えると、現任者がやることはどうなのか。ハードルが高くないか。

山田委員：通常の業務と別で、副業になる。現実的には、法人や事業者の考え方による。事業所内で取り決めをしておけば可能だと思う。

弥久保委員：自分の施設の8時間働いて、それ以外の時間で市民後見人の活

動を行うということは残業となるのか。

中澤会長：事業所が指示すると残業となるが、この場合は副業という考え方である。

加藤委員：権利擁護支援者養成研修の参加人数を見て、これだけの人が関心を寄せているのかと思ったが、研修を受けて終わりになっているのはもったいない。受けた人がゆるくつながり、今すぐではなくても、これから先やってみようという人を上手く活用できないかと感じた。施設入所支援で障害も重複している利用者の家族から聞いた話では、万が一に備えて後見人をつけるようにと言われ、親族後見人がつくことが多い。親族後見人が高齢になり、後見人としての対応が困難になってきたという話もよく聞くようになった。そういったことに関心を寄せている人や、備えなければと考えている人も一定数いると思う。施設に入れて親族が後見人になれば終わりと思っていたが、実際はそうではなかったということを教えてもらわないと分からなかったと言っている人もいる。そうした方にアプローチすると、より安心して三条市で生活できると思う。

鈴木委員：資料の市民後見人像はハードルが高い。燕市の受講要件を見ると、自ら養成講座を受講したいと思う人のようだが、そのような人をどう掘り起こすのか。

竹田係長：市民後見人の養成研修はまだ実施できていないが、法人後見支援員と日常生活支援支援員の養成はこれまでも行っており、昨年度の研修は20人以上の受講があった。昨年度は新たにフォローアップ研修や、支援者、福祉専門職、介護専門職を対象とした研修も実施し、休日にも関わらず自主的に参加した方が一定数いた。周知方法については、成年後見支援センターの認知度も上がってきているため、今年度も引き続き周知方法をブラッシュアップしていきたい。今回は、医療機関、福祉専門職、介護事業所などに周知を行っている。

大島会長職務代理者：福祉職は市民後見人なのか。専門職側のイメージがある。令和6年のリーガルサポートのシンポジウムの事例として、香川県坂出市では市民後見人バンクがある。養成講座を受けた人が社会福祉協議会の法人後見の担当者になり、ある程度慣れたら市民後見人となり、社会福祉協議会が監督人になる。また、市民後見人と法律専門職が複数で後見し、問題が解決したら市民後見人が1人で後見人となり、社会福祉協議会が監督人となるケースがある。北海道釧路市では常に2人1組で市民後見人に就任し、後見人同士が話し合いながら本人を支えている。加藤委員から指摘があったように、養成講座を受けても後見人として選任されない現状がある。大阪府八尾市では、国の見守り推進モデル事業支援員として、受講者が単身在宅高齢者宅へ月2回程度見回りを行っている。八尾市は、無償ボランティアとして活動し、オリジナルのトートバッグを作るなど、仲間作りを行っている。司法書士はリーガルサポートという監督する組織があるが、市民後見人は監督する人がないため、元々自分は市民後見人に対して否定的であったが、中核機関や社会福祉協議会が市民後見人に寄り添い、一緒に伴走していくのであれば、専門職ができない部分を担ってもらえるとよいと思う。最初は福祉専門職に市民後見人になってもらう方向で始めたとしても、最終的な目標は、一般市民が市民後見人になり、地域の人が見守るところを目指して行けるとよい。興味を持つ方が多くいるため、フォローアップ研修や研修内容を周知するカフェがあってもよい。少しでも参加者が参加してよかったと思うように、なるべくお金がかからないように、知恵を出し合ってもらいたい。

山田委員：中核機関を社会福祉協議会に委託するケースは多い。社会福祉協議会としても、バックアップや伴走が難しいのではないかと。今は人数が少ないからできるが、人数が増えてくると、中核機関でのバックアップの継続は厳しくなってくる。そうするとバックアップするための組織が必要となる。どこがバックアップすべき

か。一義的に法人後見団体となるが、社会福祉協議会以外のNPOや一般社団法人等の法人後見も増えているため、市民後見人を養成した場合にもそういった団体の担い手として活動の領域を持って行くことも考えられるのではないか。

中澤会長：米原オブザーバーにこれまでの議論の感想をお聞きしたい。

米原オブザーバー：専門職後見人であっても後見業務に悩み、裁判所に相談してくる方がいるため、市民後見人となれば悩む方はもっと多いと思われる。家庭裁判所として言いたいことは、一人で抱えこまないでほしいということである。例えば、大きな財産を動かす場合は、家庭裁判所へあらかじめ報告・共有していただきたいし、日々の後見事務で困ったことがあれば中核機関に相談してもらいたい。中核機関には、相談しやすいように相談窓口を周知してもらいたい。

### (3) その他

事務局から後見カフェについて周知